

気候変動影響評価等小委員会の設置について

平成 25 年 7 月 2 日
地球環境部会決定
平成 28 年 9 月 12 日
一 部 改 正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、気候変動影響評価等小委員会を置く。
2. 気候変動影響評価等小委員会は、気候変動の影響への適応計画（平成 27 年 11 月 27 日閣議決定）を踏まえ、既存の研究による気候変動予測や影響評価等について整理し、気候変動が日本にあたる影響及びリスクの評価について審議する。